

## 試験調査及び企業ヒアリングを踏まえた 平成 28 年経済センサス 活動調査の対応方針

### 1 調査票の新設

#### 【個人経営者用調査票】

##### 結果

##### 《試験調査 調査票集計（回収状況）》

- 平成 28 年調査を想定した調査票（以下、「28 年想定調査票」という。）のうち「個人経営者用調査票」（片面設計）と、今回の試験調査での比較対象として平成 24 年調査をベースに作成した調査票（両面設計）（以下、「24 年ベース調査票」という。）のうち個人経営者向けに配布した調査票について、回収状況をみると、調査員調査（単独事業所を対象）では、回収率はほぼ同じ水準となっている。また、直轄調査（支社を有する企業を対象）では、片面設計の「個人経営者用調査票」のほうが回収率は高くなっている。（「別紙 1」P.3「2(1)」）

##### 《試験調査 調査票集計（記入状況）》

- 「28 年想定調査票」のうち「個人経営者用調査票」（片面設計）と、「24 年ベース調査票」のうち個人経営者向けに配布した調査票について、個人経営者の比較可能な調査事項についてみると、調査員調査、直轄調査ともに、「個人経営者用調査票」と「24 年ベース調査票」の記入状況はおおむね同水準であるが、直轄調査の「事業別売上（収入）金額」及び「サービス関連産業 B 又は医療、福祉の相手先別収入割合」の二つの調査事項の記入状況について、「個人経営者用調査票」が「24 年ベース調査票」を大きく上回っている。（「別紙 1」P.8「1」）
- 「個人経営者用調査票」において新たに追加した調査事項である「主な事業の種類又は事業所の形態等」は他の調査事項と同水準の高い記入状況となっている。（「別紙 1」P.8「1」）

##### 《試験調査 調査票集計（産業細分類格付状況）》

- あらかじめ把握している産業分類と、調査票の記入状況に基づきコンピュータで格付した産業分類について、それぞれ細分類（ネットワーク型産業は小分類）レベルでの不一致率をみると、調査員調査では、「個人経営者用調査票」の不一致率が若干高くなっているが、直轄調査では、「24 年ベース調査票」が高くなっている。（「別紙 1」P.12）
- 不一致のうち記入不備等で細分類格付することができなかった事業所の割合は、調査員調査・直轄調査のいずれも「24 年ベース調査票」が高くなっている。（「別紙 1」P.12）

##### 《試験調査 アンケート集計》

- 試験調査におけるアンケートによると、「個人経営者用調査票」において新たに追加した調査事項である「主な事業の種類又は事業所の形態等」の記入に当た

り、封筒に同封されていた『分類表』を参照し該当する内容を容易に探すことができたか否かについて、「容易に探すことができた」の回答が大半を占めている。（「別紙2」P.4「6」）

#### 《試験調査 記録表の取りまとめ》

- ・ 試験調査における実施都道府県・市区による『実施状況報告』によると、「個人経営者用調査票」について、「片面設計は事業所の負担軽減に繋がったと思う」との多数の意見がある一方で、「まだ字が小さく、記入欄も狭い」との多数意見もある。（「別紙3」P.4、5「4」）

#### 対応方針

- ・ 「個人経営者用調査票」について、回収・記入状況には顕著な改善点は表れていない。ただし、今回の試験調査では、平成26年経済センサス 基礎調査の調査票回収状況を考慮して、調査対象を選定していることが影響している可能性があることを留意する必要がある。それでも、片面設計の「個人経営者用調査票」は、「24年ベース調査票」に比べ産業細分類格付できない割合は低いこと、また、「24年ベース調査票」に比べ、調査員による調査票の配布・回収の円滑な実施に結びついていることから、平成28年経済センサス 活動調査において、片面設計の「個人経営者用調査票」を実施する意義はあるものと考えらる。
- ・ 一方、個人経営者の中には、高齢の経営者も含まれており、実際にまだ調査票の文字が小さいとの指摘を受けていることから、「個人経営者用調査票」の設計に当たっては、ユニバーサルフォントを使用するなど、調査票の文字の見やすさを向上させるための検討を行う。

## 2 調査事項の新設

### 【消費税の税込み記入・税抜き記入の別】

#### 結果

#### 《試験調査 調査票集計（記入状況）》

- ・ 「28年想定調査票」において新たに追加した調査事項である「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の記入状況について、調査票種類・産業分類別にみると、一部を除き、9割が記入されている。（「別紙1」P.9「2」）

#### 対応方針

- ・ 試験調査の調査票集計によると、一部の調査票種類・産業分類では、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の記入が9割を下回っていることから、調査票又は『調査票の記入のしかた』で記入漏れとならないよう、注意喚起の方策を講じる。

### 3 調査事項の変更

#### 【「従業者数」(常用雇用者・臨時雇用者の区分)】

「従業者数」の調査事項について、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ(構成員：各府省)において検討している「常用雇用者・臨時雇用者の区分」に関し、以下の定義変更をした上で、記入状況を検証

##### 「28年想定調査票」

- ・常用雇用者：期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
- ・臨時雇用者：1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人

##### 「24年ベース調査票」

- ・常用雇用者：期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は前々月と前月にそれぞれ18日以上雇用している人
- ・臨時雇用者：1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人

#### 結果

##### 《試験調査 調査票集計(記入状況)》

- ・ 「従業者数」について、上記定義を変更した「28年想定調査票」と、従来の定義の「24年ベース調査票」の記入状況についてみると、調査票種類・産業分類別にみても、特段の差異は見られない。(「別紙1」P.10、11「3(1)」)

また、「従業者数」の記入方式について、平成24年経済センサス 活動調査で使用した調査票では縦型であったものを「28年想定調査票」及び「24年ベース調査票」では横型に変更したが、この記入方式の変更も記入状況には影響していない。(「別紙1」P.10、11「3(1)」)

#### 対応方針

- ・ 産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討している「常用雇用者・臨時雇用者の区分」に変更しても、記入状況に問題は生じていないことから、平成28年経済センサス 活動調査においては、定義変更することとする。

## 【「従業者数」(「常用雇用者」の内訳)】

「従業者数」の調査事項について、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討している「常用雇用者の内訳」を「新たな内訳案」に変更した場合の回答可能性を検証

表(ア): 従来型の内訳

区分	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を 定めて雇用している人)	
	正社員・正職員 などと呼ばれて いる人	左記以外の人 (パート・アルバイトなど)
男	*人	*人
女	*人	*人

表(イ): 新たな内訳案

区分	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を 定めて雇用している人)	
	期間を定めずに、 かつ、フルタイム で雇用している人	左記以外の人
男	*人	*人
女	*人	*人

## 結果

### 《試験調査 アンケート集計》

- ・ 試験調査におけるアンケートにおいて、「新たな内訳案」の回答可能性について把握したところ、「回答できない」とする企業・事業所は約4割であり、これを経営組織別にみると、個人経営では約半数の企業・事業所が「回答できない」と答えている。(「別紙2」P.5「7(1)」)
- ・ 「従来型の内訳」と「新たな内訳案」のどちらが回答しやすいかについては、「従来型の内訳」が回答しやすいと答えた企業が大半を占めている。(「別紙2」P.6「7(2)」、P.13「4(1)」)

### 《企業ヒアリングの実施状況》

- ・ 売上上位の企業を対象とした企業ヒアリング結果によると、「新たな内訳案」での回答は困難であると答えた企業の割合は約2割となっている。(「別紙4」P.9「4-1」)

また、「従来型の内訳」と「新たな内訳案」のどちらが記入しやすいかについては、「従来型の内訳」の継続を希望している企業が大半を占めている。(「別紙4」P.10「4-2」)

## 対応方針

- ・ 「新たな内訳案」での回答が困難という企業・事業所がこれほどまでに多いことは軽視できないことから、平成28年経済センサス 活動調査では「新たな内訳案」を採用しない。

## 4 製造業における「企業の内部取引額」の把握

### 結果

#### 《企業ヒアリングの実施状況》

- ・ 製造業企業に対するヒアリングを行ったところ、事業所ごとの独立会計管理を行っていない企業が多いことが判明した。独立会計管理を行っている場合には、「企業の内部取引額」について回答できるものの、多くの独立会計管理を行っていない企業からは記入は困難との意見が多かった。（「別紙4」P.2、3「1」）

### 対応方針

- ・ 企業ヒアリングの結果に加え、企業の売上金額の計算方法は、原価や協議等による金額設定であり、企業内取引を総売上・費用に含めて回答することは可能であっても、内部取引額として別途回答させることは、原価等に係る情報が外部に出てしまうことから、企業の抵抗感が強いと考えられ、回収率・回答率が悪くなると想定される。

このようなことから、「企業の内部取引額」は把握しないこととする。

## 5 オンライン回答

### 結果

#### 《試験調査 調査票集計（回収状況）》

- ・ 試験調査では、従来のオプション的な誘導（オンライン回答推奨）ではなく、以下の「オンライン回答誘導のための工夫」を講じるなど、デフォルト的に誘導（オンライン回答が基本）したことなどにより、比較的高いオンライン回答率（9.3%）を達成した。（「別紙1」P.6「1」）

#### < オンライン回答誘導のための工夫 >

- ・ 『調査書類収納済み封筒』における提出方法の記述を、「オンライン回答」を上位に、「調査員への提出」を下位に配置
  - ・ 『調査書類収納済み封筒』への調査書類の収納順を、調査票の次に『オンライン調査利用ガイド』を収納
- ・ また、試験調査では、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」、「売上（収入）金額」、「費用総額」の3項目について、未入力を認めたチェック弱調査票と、必須入力項目としたチェック強調査票の2種類を準備し実施したところ、必須入力チェックを強めてもオンライン回答率は低下しないという結果が得られた。（「別紙1」P.6「2」）

#### 《試験調査 アンケート集計》

- ・ 試験調査のアンケートにおいて、オンライン回答しなかった理由は、「紙の方が良い」が半数を超えている。（「別紙2」P.2「2」）

#### 《記録表の取りまとめ》

- ・ 試験調査における『調査員記録表』によると、「オンライン回答を希望しても、回答するのを忘れていた」との多数の意見がある。（「別紙3」P.13「2(3)」）

#### 対応方針

- ・ 調査員調査におけるオンライン回答を推進するため、調査対象事業所への広報のみならず、調査対象事業所と対面する調査員がオンライン回答を理解し、オンライン回答を確実に周知できるように、『調査員指導用DVD』又は調査員指導用のパワーポイントの資料を作成し、その中でオンライン回答の操作手順などについての説明を織り込むことについて検討する。
- ・ オンライン回答希望の事業所に対しては、調査票回収期間には調査員が当該事業所を訪問し、オンライン回答期間中に遺漏なきようオンライン回答することを要請する方策について引き続き検討する。
- ・ オンライン回答時の必須入力項目についてのチェックを強めても、オンライン回答率は低下しないことから、市町村における審査事務の軽減の観点からも、試験調査結果を踏まえたオンライン回答時の必須入力項目を設定する。